

2026年9月25日

No. SME_004

日本が AI 生成の声にもパブリシティ権を適用

法務省の新たな指針、及びそれがエンターテインメント業界を超えて及ぼす影響

執筆者：外国法事務弁護士（オーストラリア クィンズランド州法） イアン・S・スコット

／弁護士 齋藤貴弘／弁護士 野邊健太

2026年8月7日、日本の法務省は、AIが生成した人の声の複製も、その人物の肖像と同様に、パブリシティ権の対象となる財産的利益として保護されることを確認する解釈指針を公表しました。この指針は、日本の女性ポップアイドル・デュオ、ピンク・レディーに関する2012年の最高裁判決を根拠とするものであり、新たな立法を伴うものではありません。日本は、既存の法理を新たな種類の被害にも適用範囲を拡大しましたが、その拡大の根拠となる論理は、その契機となった苦情を申し立てた声優や歌手と同様に、アスリートに対しても十分に当てはまります。

この指針は、東京大学の田村善之教授を座長とする法務省民事局の検討会により策定されたものであり、同検討会は4月から7月までに5回の会合を開いた後、報告書を公表しました。その中心的な結論は、人の声も、ピンク・レディー事件判決で使用された「肖像等」の概念に含まれるものであり、したがって、関連してはいるものの異なる2つの権利によって保護されるというものです。その2つの権利とは、氏名や肖像が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利であるパブリシティ権、及び財産権ではなく人格的利益に基づく、自己の肖像等をみだりに利用されない権利です。基本となる判断基準は、ピンク・レディー事件判決から変わっていません。責任の有無は、その利用が専らその顧客吸引力の利用を目的とする行為であるか否かという観点から判断され、法務省は今回、AIによって生成された声もこの要件を満たし得ることを確認しました。コメディアンが著名人と分かる物まねをする場合は、これには該当しません。特定の人物の声を再現するように学習されたAIシステムが、コンテンツを生成するために使用され、これを同意なく収益化する場合は、これに該当します。救済措置には、ライセンスを取得したのであれば支払ったであろう使用料を基準に

算定される損害賠償、精神的損害又は人格的利益の侵害に対する別個の損害賠償、及び当該コンテンツの削除を求める差止請求が含まれます。

これはいずれも、新たな法律を制定するものではありません。この指針は、既存の不法行為法上の原則及び不正競争防止法を解釈したものであり、法律そのものではなく、それ自体に罰則が設けられていません。裁判所がこの指針に拘束されることはありません。この指針によって解消されるのは、当該論点に直接判断した判例が存在しないことから生じていた不確実性です。8月以前は、肖像について確立された法理が声にどのように適用されるのが明確ではなく、訴訟当事者は実質的にその結論を推測するしかありませんでした。日本の裁判所が実際にこの指針を説得力のある権威として扱うかどうかは、これを争点とする裁判が行われるまで分かりません。しかし、報告書の作成に至った働きかけと、執筆者の地位の高さを踏まえると、裁判官らはこれを無視するのではなく、相応に重視するものと考えられます。

この報告書作成を求める働きかけは、アスリートではなく、声優たちから始まりました。呪術廻戦や遊☆戯☆王への出演で知られる津田健次郎氏は、自身の声を基にしたAI生成のナレーション動画をめぐり、2025年11月にTikTokの運営会社を提訴しました。報道によれば、その動画の制作者は月に数十万円の収益を得ていました。新世紀エヴァンゲリオンで碇シンジ役を務めた緒方恵美氏は、同意なく自身の声が再利用されたことを知った際の心境について、検討会において直接語りました。声優らは、2024年後半から既にこの問題への対応を求める活動を行っていました。6月までに、特定非営利活動法人 肖像パブリシティ権擁護監視機構が実施した業界調査では、日本の著名人の声や肖像等が無断でAIに利用された疑いのある事例は4万3,000件を超え、損失額は20億円から45億円の間と推計されました。この推計には大きな幅がありますが、その幅の大きさ自体が、この種の被害を確信をもって算定することが今なおいかに困難であるかを物語っています。

この理論は、芸能人以外にも広く当てはまります。ピンク・レディー判決の判断基準では、氏名や肖像等が顧客吸引力を有するか否かが問われます。この基準に照らせば、著名なアスリートは、ミュージシャンや俳優と少なくとも同程度、又はそれ以上にリスクにさらされているともいえます。というのも、ほとんどのアスリートにとって、スポンサー契約や広告・推奨契約による収入が総収入に占める割合は、多くの俳優よりも高いからです。津田氏の訴訟の背景にある構図は、既に海外のスポーツ界でも顕在化しています。例えば、サッカー選手の肖像等を利用して、選手とは何ら関係のない賭博商品を宣伝する捏造広告や、著名な監督や選手の「インタビュー」を装った加工映像です。日本でこのような問題が生じないという明確な根拠はなく、今回、指針ができたことにより、今後日本で同様の問題が発生した場合にも、法的な道筋は既にかなり明確になっているでしょう。

これに関連する文書がもう一つあり、これまで以上に注目されるべきものです。4月、日本の経済産業省（METI）は、「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」を公表しましたが、その内容は、ある点において法務省の指針を先取りするものでした。これは、特定の人物の声を再現する機能に特化してツールを開発し、販売する開発者は、個々のユーザーがそのツールをどのように使用するかに関わらず、開発者自身がパブリシティ権に基づく請求の対象となり得ることを示唆しています。通常の機械学習は、これとは異なる取扱いを受けます。大規模かつ多様なデータセットを用いて汎用モデルを学習させることは、それだけでは、ある人物の顧客吸引力を専ら利用することを目的とするものではないため、この法理の対象外となります。この区別は、文化庁が2024年に著作権に関して示した論拠と共通しています。生成が、特定の人物を再現することを目的とする場合には、判断が異なります。特定の人物を対象とした学習行為自体が侵害にあたるか否かについては、結論が示されていません。EUには、このベンダーサイドの理論に相当するものはありません。そのため、日本のユーザー層向けにツールを開発するAI企業にとって、これが真の設計上の検討課題となる可能性が高いでしょう。

これらを確認したものとして取り扱う前に、2つの制限を念頭に置いておく必要があります。第一は、本人の死亡に関する問題です。日本では、パブリシティ権が権利者の死後も存続するかどうかは、これまで明確にされていません。また、俳優を代表する業界団体も、遺族がこの権利を行使できるかについて、未だ統一の見解が得られていないということです。今回の指針は、死者に対する敬愛追慕の情を保護するという考え方を通じた解決の可能性を示唆しているものの、この問題について明確な結論を示すには至っていません。したがって、死後における肖像等の利用をめぐる紛争について相続人等に助言する際には、本人の死亡後も当然に保護が継続すると考えるのではなく、未解決の問題として扱うべきです。第二は、管轄権に関する制限です。この指針は、日本の民法の適用範囲内で適用されます。実務上、対象となるのは、日本と実質的な関連を有するプラットフォーム及びユーザーです。例えば、日本のユーザー、日本での収益、又は津田氏の訴訟におけるTikTokのように日本国内で事業展開している場合等がこれに当たります。日本に拠点を有しない事業者が、国外で完全に生成及びホスティングを行うコンテンツについては、ほとんど触れられていません。

実務上の対応

当面の最優先課題は、契約に関するものです。既存のアスリート契約、タレント契約及び広告・推奨契約の大半は、写真撮影への同意が、AIによって生成されたクライアントの声にまで及ぶのかという問題が考えられる以前に作成されたものであり、そのほとんどがこの点について明確に規定し

ていません。今後、新たに締結する契約では、許諾されたAI利用の対象となるプラットフォーム、地域及び期間、その利用についてアスリート又は俳優に支払われる対価、並びに違反が生じた場合は是正方法を明記すべきです。具体的には、コンテンツの削除を求める権利、素材がどのように利用されたかを確認する権利、及び問題が発生するたびに一から考案する必要のない、エスカレーションプロセスが挙げられます。

ドキュメンテーションも重要ですが、後回しにされがちです。AI生成コンテンツ制作を委託する組織は、使用したツール、参照した素材、生成日時及び公開先等、制作内容に関する簡潔な記録を残しておくべきです。法務省の論拠では、侵害が合理的に予見可能であったかどうか責任の有無に関係するとされており、一連の記録を残すことは、後に紛争が生じた場合に、誠実に対応していたことを示す最も簡単な方法です。日本のユーザー層を対象とする音声又は肖像等の生成ツールを開発、ライセンス付与し、又はこれに投資するクライアントは、サービス開始後ではなく、現段階で経済産業省の手引き及び法務省指針の理論に基づく自社のリスクを検討すべきです。既に提供中の製品に同意や情報開示の仕組みを追加することは、当初から組み込むよりもはるかに困難だからです。また、この問題への関心が高まっている間に、既存のメディア賠償責任保険又はサイバー賠償責任保険が、AIによる肖像等をめぐる請求を実際に補償対象としているかを確認しておくことも有益です。多くの保険契約は、このようなリスクが予見可能となる以前に締結され、その後も見直されていません。

他の法域と比較すると、日本のアプローチは、他の法域に見られるような措置を講じていないという点で際立っています。米国では州ごとに法整備が進められており、テネシー州のエルビス法は、AIによる音声クローニングを具体的に対象として制定された最初の法律の一つですが、依然として連邦レベルの基準はありません。EUのAI法は、また異なるアプローチを採っています。2026年8月2日より、第50条に基づき、合成音声及び映像には、その旨を表示することが義務付けられます。これは同意要件ではなく、透明性の義務であり、それ自体では無断でのディープフェイクの作成を阻止するものではなく、作成された後に、その旨を求めるに過ぎません。日本はいずれの措置も採っていません。法律を制定しておらず、表示の義務も課していません。雑誌に掲載された写真のために確立された法理が、現在では新たな種類の複製にも適用されることが確認され、残る部分については、通常の訴訟を通じた裁判所の判断に委ねられました。AI規制は新たな法律の制定を通じて導入されるものだと考えることに慣れているクライアントにとって、ここから得られる最も有益な点は、おそらく次の点です。すなわち、日本では現時点では、既存の法律の再解釈を通じて導入されつつあるということです。

執筆者

外国法事務弁護士（オーストラリア クィンズランド州法）

イアン・S・スコット（シニアパートナー、第二東京弁護士会）

Email: ian.scott@aplaw.jp

弁護士 齋藤貴弘（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: takahiro.saito@aplaw.jp

弁護士 野邊健太（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: kenta.nobe@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 スポーツ、メディア&エンターテインメントプラクティスチーム

Email: cpg_sports_entertainment@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

